

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、奈良県道路公社定款  
第五条の規定により公告します。

平成二十七年六月二日

奈良県道路公社理事長 稲山 一八

## 第一 競争入札に付する調達の内容

### 一 入札物件 小型貨物自動車

### 二 入札物件の数量及び特質 小型貨物自動車一台

詳細は、仕様書によります。

### 三 納入期限 平成二十七年七月三十一日（金）

### 四 納入場所 生駒市壱分町八七 奈良県道路公社 第二阪奈有料道路管理事務所

### 五 入札方法

1 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された入札額の最も低い入札者を落札者とします。契約額は入札書に記載された入札額の内訳にある新車（付属品込み）の当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって契約額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった新車（付属品込み）の当該金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札は、投函で行います。

## 第二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から4までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 入札執行日時点で奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

3 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成七年十二月奈良県告示第四百二十五号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目K1自動車で登録をしており、かつ、本社、支社、営業所等の所在地が奈良県内で登録されている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒六三〇―八五〇一

奈良市登大路町三〇番地

奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟一階）

電話番号　〇七四二―二七―八九〇八（直通）

4　入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた者であること。

第三　契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒六三九―一〇四一　大和郡山市満願寺町六〇番地一

奈良県道路公社総務企画課

第四　入札手続等

| 手続等           | 期間・期日・期限                                                   | 場所等                                                                                                                 |
|---------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入札説明書及び仕様書の交付 | 平成二十七年六月二日（火）から同月十九日（金）まで                                  | 奈良県道路公社ホームページからダウンロードしてください。<br><a href="http://www.nara-dourokousha.or.jp/">http://www.nara-dourokousha.or.jp/</a> |
| 仕様書等に関する質問の受付 | 平成二十七年六月二日（火）から同月五日（金）まで<br>書面により提出してください。<br>持参又は郵送によります。 | 提出先<br>大和郡山市満願寺町六〇番地<br>一<br>奈良県道路公社総務企画課                                                                           |
| 仕様書等に関する質問の回答 | 平成二十七年六月九日（火）                                              | 奈良県道路公社ホームページで上記日程から閲覧できます。                                                                                         |

|                                |                                                       |                                                                |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出 | 平成二十七年六月二日（火）から同月十二日（金）午後四時までに<br>持参又は書留郵便による郵送によります。 | 郵送の場合は、書留郵便に限ります。<br>郵送先<br>大和郡山市満願寺町六〇番地<br>一<br>奈良県道路公社総務企画課 |
| 競争入札参加資格確認通知書                  | 平成二十七年六月十五日（月）<br>FAXにより送信します。                        | ※ 六月十二日（金）に提出された場合には、六月十六日（火）に通知する場合もあります。                     |
| 開札                             | 平成二十七年六月十九日（金）<br>午前十時三十分                             | 大和郡山市満願寺町六〇番地<br>一 郡山総合庁舎四階 講義<br>・研修室                         |
| 「くじ」を行う場合の日時と場所                | 平成二十七年六月十九日（金）<br>（開札後直ちに行います。）                       | 大和郡山市満願寺町六〇番地<br>一 郡山総合庁舎四階 講義<br>・研修室                         |

注 表に掲げる期間は、日曜日、土曜日を除きます。時間指定のないものは、午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）とします。

第五 問い合わせ先

〒六三九一〇四一 大和郡山市満願寺町六〇番地一  
奈良県道路公社総務企画課総務契約係  
電話番号 ○七四三一五一〇二五五（直通）  
ホームページ <http://www.nara-dourokousha.or.jp/>

第六 その他

一 入札執行回数  
入札執行回数は、二回までとします。

二 契約の手續において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。

三 入札保証金  
免除します。

四 契約保証金  
奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第十九条に定めるところによります。

五 入札者に要求される事項

1 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

2 代理人が入札する場合は、委任状を提出して下さい。

六 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

七 契約書作成の要否  
要します。

八 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

九 手續における交渉の有無  
無

十 契約の不締結  
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

1 落札者の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

2 暴力団（暴対法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

3 落札者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

4 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

5 3及び4に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6 この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

7 この契約に係る下請契約等に当たって、1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（6に該当する場合を除く。）において、奈良県道路公社が奈良県道路公社との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

## 十一 契約の解除

契約締結後、契約者が十の1から7までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県道路公社に報告せず、又は警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、十の1、3、4及び5中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 十二 その他

詳細は、入札説明書によります。